

## 一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

# インターネットを介したオンライン会議ツール等運用指針

2020年12月10日 制定

### (目的)

1. この指針は、2020年の新型コロナウイルス感染症蔓延による新しい生活様式を実現するため、接触機会を減らすことを図るとともに、時間の有効活用を求めべく定める。

### (管理運用)

2. 管理運用は山梨県臨床検査技師会（以下、当会という）事務局および、情報管理部が行う。

### (利用目的)

3. 当会の部局長・地区理事・研究班班長・各委員長が申請したものに限り利用できる。  
部局長会議、理事会、拡大理事会、班長会議、研究会議、各種委員会など当会活動において必要な会議または、研修会等に利用できる。  
上記に含まれない利用の可否については、理事会にて決定する。

### (使用に関する手続き)

4. 利用申請者は以下の必要事項を記して申請する。  
利用申請は、利用しようとする1週間前までに、オンライン会議ツール利用申請様式を使用し、情報管理部（同時に事業内容によって事務局または学術部）へ申請する。  
理事会承認が必要な場合は、使用する1か月前までに申請すること。
  - (1) 利用申請会議（研修会）名と代表者名
  - (2) 開催日時と時間
  - (3) 申請者もしくは代表者の連絡先（電話番号と電子メールアドレス）
  - (4) 参加予定人数
  - (5) 当会会員以外の利用者の有無・・有りの場合は所属と氏名

### (その他)

5. オンライン会議ツールに関する使用の制約は、当該ツールの制約に準ずる。

### (利用方法)

6. 利用代表者に当会のオンライン会議ツールの利用権限を伝える。  
IDやパスワードは、他者に漏洩しないよう十分に注意すること。  
使用に際しては、肖像権なども考慮し十分に注意すること。
7. 利用手順は別に記す。

### (附 則)

8. この指針の改廃は、理事会の議決を経なければ変更することができない。
9. この指針は2020年12月10日から施行する。

